

第73号議案

神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の件

神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次
のように制定する。

平成26年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）
第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の8の2第1項に規定する条例で定める基準は、次条及び第4
条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)に定めるところに
よる。

(運営規程に関する基準)

第3条 前条の規定に基づき基準省令第14条第5号の規定を適用する場合におい
ては、同号中「利用定員」とあるのは、「放課後児童健全育成事業所の面積」と
する。

(放課後児童健全育成事業者に関する基準)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関
する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴
力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又
はこれらの者がその事業活動を支配するものであってはならない。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等
の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、条例を制定する必要があるため。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に対する意見募集結果について

ツイート 0

おすすめ 0

最終更新日2014年9月11日

子ども・子育て関連3法の成立による児童福祉法の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準を踏まえて放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、条例で定めることとされました。

こども家庭局では、平成27年4月1日施行の条例の制定を予定しております。

この条例を制定するにあたり、市民の皆様のご意見を募集いたしました。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

このたび、お寄せいただきましたご意見の概要とそれに対する神戸市の考え方をまとめましたので、次のとおりお知らせいたします。

なお、ご意見は同様の趣旨のものをまとめて掲載しておりますので、ご了承ください。

また、条例案以外のご意見も承りましたが、掲載しておりません。

募集期間

平成26年6月23日(月曜)から平成26年7月22日(火曜)まで

意見募集の結果

上記期間に行いました意見募集の結果、121通(意見総数743件)のご意見をいただきました。

意見の概要及び意見に対する本市の考え方は、下記ファイルのとおりです。

[意見の概要及び意見に対する本市の考え方\(PDF形式:115KB\)](#)

意見募集時のページ

[放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について](#)

関連リンク

[児童福祉施策総合メニューへ](#)

ページ作成者とお問い合わせ先

神戸市 こども家庭局 こども企画育成部 こども青少年課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館3階 市役所への道順・地図

電話:078-322-5210 Fax:078-322-6043 [このページの内容についてメールで問い合わせる](#)

市政やくらし、イベント情報などのお問い合わせは、神戸市総合コールセンターまで。

電話:078-333-3330 Fax:078-333-3314

[サイトマップ](#)

[神戸市ホームページのご利用案内](#)

[プライバシーポリシー](#)

東京経済大学国際交流センター主催の「東京経済大学国際交流センター」

東京経済大学国際交流センター主催の「東京経済大学国際交流センター」

東京経済大学国際交流センター主催の「東京経済大学国際交流センター」

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター主催の「東京経済大学国際交流センター」

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター主催の「東京経済大学国際交流センター」

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター主催の「東京経済大学国際交流センター」

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター

東京経済大学国際交流センター

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定に対する
意見の概要及び神戸市の考え方

項目	意見の概要	神戸市の考え方
設備関係		
1	「専用区画」については、「専用施設」「専用の部屋」とするほか、「専用区画」について「開所時間帯を通じて」、あるいは「ただし、児童の支援に支障がない場合」は、専用区画でなくてもよいとする文言を削除してほしい。	事業者は「専用区画」として、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（部屋やスペース）を放課後児童クラブの開所時間帯を通じて設けることとしています。 また、専用区画を原則とするものの、開所していない時間帯は他の事業に利用することを妨げないほか、学童保育以外の児童とともに過ごすことは児童の健全育成上むしろ望ましい場合もあり、児童の支援に支障がないことを要件に例外を認めることとしています。
2	1人あたり面積について、これまでの市のガイドラインの基準を下回らないようにしてほしい。	本条例は、すべての事業者が遵守すべき最低基準となるため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）のとおりとしています。 なお、本市ガイドラインの中では、現在の水準を確保するよう努めます。
3	面積基準に見合った定員を条例に掲げてほしい。	本条例では、1人あたりの面積基準を規定しており、各事業者は、受け入れ児童数に応じて、面積基準を満たした実施場所を確保する必要があります。
職員関係		
4	職員の資格について、「児童の遊びを指導するもの」で、かつ国が定める研修を受講した者に限定するとともに、「二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」を除外してほしい。	職員の資格については、省令に従い、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びを支援する「放課後児童支援員」とし、「児童の遊びを指導するもの」を基本に、「類似する事業に従事した者」（遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度ある者）も加え、いずれも都道府県が実施する研修を修了することを義務付けています。
5	職員の資格に「学童保育士」を追加する、もしくは、放課後児童支援員の名称を「学童保育士」「放課後児童クラブ指導員」にしてほしい。	
6	「支援の単位」の名称を「児童の集団の規模」としてほしい。	支援の単位は、児童の集団の規模を表しており、国においても、1つの集団としてまとまりをもって生活したり、
7	「支援の単位」の児童数を少なく	職員との信頼関係を築くといった観点で、1つの支援の単

	してほしい (30 人未満, 20 人程度, 35 人程度)	位はおおむね 40 人までとされています。 また、これを超えても、放課後児童クラブを分割して運営する方法に依り難い場合には、1つのクラブで複数の支援の単位に分けることも可能とされています。
8	1 クラブの児童数をおおむね 40 人とし、超えるところは分割し改善するしてほしい。	本市においても各クラブの実情に応じて、支援の単位ごとに必要な職員配置を行うことで、適切な運営を確保できるものと考えています。
9	40 人をこえた場合でも分割としないしてほしい。	
10	分割は市の責任で対応することを明記してほしい。	
11	児童数が 20 人を超えれば 3 人, 30 人を超えれば 4 人以上の配置してほしい。	職員配置については、省令に従い、支援の単位ごとに放課後児童支援員を 2 人以上 (1 人を除き補助員とすることができる) としています。また、児童の安全を確保し、健全育成を図るためには複数配置を基本としています。小規模クラブについては、児童の安全面の確保を前提に併設する施設の職員等が兼務可能な場合は 1 人でも支障がないものと考えています。
12	職員配置はこれまでの市のガイドラインの基準を下回らないようにしてほしい。	なお、職員の雇用形態については、各事業者の判断によるものと考えています。
13	児童数に関わらず、常勤専任の有資格者を複数配置してほしい。	また、本市ガイドラインの中では、障害のある児童について障害の内容等に応じた職員の配置に取り組むこととしています。
14	小規模であっても専任 2 人以上の職員配置が必要である。	
15	児童数に応じて補助員を配置できるようにしてほしい。	
16	補助員を明確にしてほしい	
17	障害児 1 名の受入につき 1 人の職員配置をしてほしい。	
18	職員の一般要件にある「できる限り児童福祉事業の理論及び実施について訓練を受けた者」の「できる限り」を削除してほしい。	放課後児童支援員には、省令に従い、都道府県が実施する研修の終了を義務付けています。 また、省令第 8 条に、事業者は、補助員を含む職員に研修の機会を確保しなければならないこととされています。
19	指導員の研修を義務付けてほしい。	
開所時間及び日数関係		
20	開所時間を長くしてほしい。(平日 1 日 4 時間以上, 5 時間以上, 学校休業日等 1 日 10 時間以上, 7 時~19 時, 市の基準を下回らないように, 気象警報発令時も 8 時間)	開所時間は、平日の授業日 1 日 3 時間以上、学校休業日 1 日 8 時間以上とし、保護者の就労状況や学校の授業時間等を考慮して事業者が定めることとしています。 なお、本市ガイドラインの中では、各事業者が、開所時間の延長に取り組むこととしています。 また、条例基準の開所時間は平常時のものであり、非常時については、児童の安全を最優先に個々の放課後児童クラブが適切に判断する必要があり、一律に定めることはできません。

21	開所日数を平日、学校休業日等で年間 250 日以上としてほしい。	開所日数は年間 250 日以上としており、これはおおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数になります。
その他		
22	市のガイドラインの基準を踏襲し、質を低下させないようにしてほしい。	本条例により、全ての事業者が遵守すべき設備運営に関する最低基準が定まることとなり、全体的な質の向上が図られるものと考えています。
23	質の充実は市の責務であることを明記してほしい。	なお、本市ガイドラインに、全ての事業者が目指すべき方向性や具体的な取り組みを規定し、学童保育の質の向上を図っていきます。
24	市町村は、最低基準を常に向上させるようにしなければならないと規定すべきである。	
25	理念を明記してほしい。	児童福祉法に基づく事業であり、理念についてあらためて本条例に定めを置く必要はないと考えています。
26	6 年生まで希望があれば受け入れることを原則としてほしい。	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項により、本事業の対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童ですが、個々の放課後児童クラブに受入義務を課したものではありません。
27	量の充実は市の責務であることを明記してほしい。	なお、現在策定作業を進めている「神戸市子ども・子育て支援事業計画」で、本市における高学年を含む学童保育ニーズに対する確保方策を定めることとしています。
28	学童保育と放課後全児童対策は区別して考えてほしい。(一体化や 5 時以降のみの学童保育は実施しないでほしい)	本市では、平成 19 年度より学童保育と神戸っ子のびのびひろばを一体的または連携して運営する放課後子どもプランの推進に取り組んでいます。すべての児童の安全・安心な放課後の居場所づくりに向けて、引き続き取り組みを進めていきます。
29	類似した施設にも適用されるのか。	本条例は、児童福祉法に規定される学童保育の基準であり、類似施設への適用はありません。
30	保護者・保護者会への支援・連携を規定してほしい。	省令第 19 条に、事業者と保護者の連絡が規定されています。
31	障害児も入所できるようにしてほしい。	省令第 11 条に、利用者を平等に取り扱う原則が定められており、障害の有無もこれに含まれるとされています。
32	障害のあるなしによって差別的扱いをしてはならないと明記してほしい。	また、本市ガイドラインの中では、事業者は障害のある児童と保護者の立場に立ち、施設の改善、職員の配置等、受入に最大限の努力をすることとしています。
33	厚労省の児童館ガイドラインの内容を踏まえてほしい。	学童保育の実施場所は児童館に限定されたものではありませんが、児童館で実施する場合は、引き続き、国の児童館ガイドラインも踏まえて取り組んでいきます。

